

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業実施要領

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業の実施については、徳島県補助金交付規則（昭和５８年徳島県規則第５３号以下「規則」という。）及び徳島県生産流通課関係事業補助金交付要綱（令和８年４月１日付け生流第１６６号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第１ 事業の目的

世界情勢を背景に農業生産資材の価格が高騰・高止まりしている中、県内農業者の経営安定及び産地の維持・発展を図るため、農作物の安定生産に欠かせない農業用被覆資材の価格高騰分について緊急的な支援を行う。

第２ 定義

- １ 事業実施主体は、徳島県農業協同組合中央会とする。
- ２ 支援対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - （１）徳島県内に居住し、県内で農業を営む農業者、又は県内に事業所を置き、県内で農業を営む法人であること。
 - （２）野菜類、果樹類、花き類等を生産し、それらを販売していること。
 - （３）国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人（ただし農事組合法人を除く）に該当しないこと。
 - （４）環境負荷低減又は生産規模の維持・拡大に取り組むこと。
- ３ 登録販売事業者は、県が別途定める認定要領（以下、「認定要領」という。）に基づき登録認定を受けた農業用被覆資材販売業者（以下「販売業者」という。）とする。

第３ 対象となる農業用被覆資材

支援対象者自身が所有権又は利用権等を有する農地において、農作物の安定生産に使用するため、令和８年４月から令和８年１２月（以下「対象期間」という。）までに支援対象者自身が購入したハウスビニール（内張）、トンネルビニール及び園芸用マルチとする。ただし、納品書、請求書、領収書等により、購入したことを確認できるものに限る。なお、長期間の使用が想定されるハウスビニール（外張）は原則として対象外とするが、気象災害等の影響により、営農継続のために緊急的に更新が必要となった場合は、これを特例として支援対象に含めることができるものとする。

第４ 支援金

１ 支援金単価の算出

支援金の単価は、次に掲げる算式により算出された額を限度に農業用被覆資材の種別ごとに設定する。

支援金単価（円/アール）＝

（直近価格＜Ｒ８．５＞（円/アール）－基準価格＜Ｒ８．３＞（円/アール））×１／２ 以内

２ 支援金単価

支援金のアール当たりの交付単価の上限額は以下のとおりとする。

対象資材	支援単価
ハウスビニール（内張）※	2,650 円/a
トンネルビニール	1,030 円/a
園芸用マルチ	240 円/a

※第3のなお書きに該当する場合には、ハウスビニール内張の単価を準用して支援金額を算定するものとする。

3 支援金額

支援対象者ごとの支援金の交付額は次に掲げる算式により、資材ごとに算出された額を限度とし、予算の範囲内において支援金を交付する。

支援金額（円）＝

支援金単価（円/アール）×対象となる資材を導入する栽培面積（アール）

第5 推進事業

県は、事業を円滑に推進するために事業実施主体等が行う事務等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、補助対象経費は別表に掲げる経費とする。

第6 事業の実施

1 事業実施主体の手続き

（1）事業実施主体は事業計画書承認申請書（別記様式第1号）を作成し、知事に提出する。

（2）事業計画を変更する場合は、（1）の規定を準用することとし、事業計画書変更承認申請書（別記様式第1号）を作成し、知事に提出する。

（3）事業の内示

知事は、（1）及び（2）の事業計画書が提出されたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは事業内示を行う。

（4）補助金交付申請

事業実施主体は、事業内示後、交付要綱第3条に定める補助金交付申請書を知事に提出する。

（5）販売業者の登録認定

事業実施主体は、認定要領に基づき、事業に参加する販売業者の登録認定を行う。

（6）実績報告

事業実施主体は、規則第11条及び交付要綱第8条に定める実績報告書に次の添付資料を添えて知事に提出する。

ア 事業実績報告書（別記様式第1号別添）

イ 支援対象事業者一覧表（別記様式第5号）

ウ 支援対象者への支援金交付が確認できる書類

エ 推進事業に関する経費の内訳が確認できる書類

2 支援対象者の手続き

前項の認定を受けた販売業者から対象となる農業用被覆資材を購入し、支援金の交付を受けようとする支援対象者は支援金交付申請書（別記様式第2号）を作成し、販売業者に提出するものとする。

3 販売業者の手続き

前項の規定により提出された申請書を受理した販売業者は、支援金交付申請書兼請求書（別記様式第3号）を作成し、関係書類を添え、1月末までに事業実施主体へ申請しなければならない。

第7 支援金の交付

- 1 事業実施主体は第6の3の規定により提出された交付申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金の交付を決定するとともに、支援金額の確定を行うものとする。
- 2 前項の規定による交付決定及び支援金額の確定は、販売業者への支援金の入金及び支払通知書の送付をもって行うものとする。
- 3 販売業者は、支援金を受領したときは、支援対象者に対し、速やかに支援金を交付しなければならない。
- 4 販売業者は支援金の交付が完了したときは、支援金交付完了報告書（別記様式第4号）に関係書類を添え、速やかに事業実施主体までに提出しなければならない。

第8 補助金の返還

知事は、補助金の交付を受けた事業実施主体が補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

- 1 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。
- 2 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年7月3日から適用する。

別表

費目	細目	内 容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために必要な郵便代、運送代等として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために必要な事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	消耗品費	本事業を実施するために必要な用紙・封筒、文具等の購入経費	
	役務費	本事業を実施するために必要な振込手数料	
賃金等		本事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料、諸手当、社会保険料等の事業主負担経費	事業従事者ごとの業務日誌を整備すること。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

(注) 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体等で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルにあっては認めないものとする。

別記様式第 1 号

第 号
令和 年 月 日

徳島県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業計画の（変更）承認申請について

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業実施要領第 6 の 1 （ 1 ）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

※ 様式第 1 号別添を添付すること。

別記様式第1号別添

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業計画書（実績報告書）

事業実施主体名

代表者名

第1 事業の目的

第2 事業内容

項 目	事業内容
農業用被覆資材 価格高騰緊急支 援事業	
推進事業	

第3 事業費

項 目	経費区分	金額（円）	経費の積算（実績）
農業用被覆 資材価格高 騰緊急支援 事業			
推進事業			

第4 事業スケジュール

第5 事業の効果

受付番号

※販売業者記入欄

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業 支援金交付申請書

1 申請者

ふりがな		住所	〒	
氏名				
電話番号				

2 誓約及び同意事項 ※申請者が内容を確認し、チェック☑してください（全てにチェック☑が入る方が対象）。

☐ 野菜類、果樹類、花き類等を生産・販売している徳島県在住の農業者である
☐ 申請者自身が所有、利用権を有する農地、又は農地所有者から農作業を受託している農地である
☐ 令和8年4月から同年12月までに購入した農業用被覆資材であり、自らの農業生産に使用する
☐ 申請面積に対する資材の購入数量が適正である
☐ 「農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業実施要領」に従う
☐ 本申請に係る資材購入費について、国、県、又は市町村が実施する他の補助事業の申請をしていない
※虚偽の申請をした場合は支援金返還となりますのでご注意ください。

3 取組要件の誓約事項 ※1項目又は2項目にチェック☑が入って誓約できる方が対象となります。

☐ 環境負荷低減対策に取り組む（化学肥料・化学合成農薬の低減、施設園芸における省エネ対策 等）
☐ 生産規模の維持・拡大に取り組む

4 事業総括表

被覆資材の種類	支援単価①	申請面積②	申請額（①×②）
ハウスビニール（内張）	2,650 円/ a	a	円
トンネルビニール	1030 円/ a	a	円
マルチ	240 円/ a	a	円
合 計		a	円

※a 未満は切り捨てとすること

※外張を特例により申請する場合、ハウスビニール（内張）の欄に含めて記載すること

5 添付書類

- ☐ 事業内容一覧表（参考様式1）
- ☐ 支援対象となる資材の購入実績証拠書類（納品書、請求書、領収書等）
- ☐ 農地面積が確認できる書類（農地基本台帳、耕作証明書等）
- ☐ 【※支援対象にハウスビニール（外張）を含む場合のみ】
被害状況申立書（参考様式2）

※支援金振込先口座

金融機関名		1 銀行 2 金庫 3 信組 4 農協 5 その他 ()		本店・支店・出張所 本所・支所・代理店 店番					
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

【支援対象者(農業者)用】
(参考様式1)

事業内容一覧表

氏名:

作付品目	農地 番号 ※1	農地所在地			申請面積 (a) ※2	購入資材				特例 該当 ※3
						資材種別	商品名	規格 (幅cm×長さm)	数量 (本)	
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							
			市・町・村							

(※1)農地番号は、農地面積が確認できる書類(農地基本台帳、耕作証明書等)に手書き等で記入した「番号」を記入してください。
(※2)申請面積は、農地面積のうち実際に作付する面積を記入してください。
(※3)ハウスビニール(外張)を含めて申請する場合には、「○」を記入してください。

【支援対象者（農業者）用】
(参考様式2)

被害状況申立書（ハウスビニール（外張）特例適用申請用）

氏名：

1. 対象となる農地及び資材	
農地番号	

2. 被害の状況	
被害発生日時	
被害の原因	
被害の具体的内容 (被災状況等を詳細に記載)	

3. 被害状況の写真（適宜行を追加すること）	
施設全体	※写真を貼付（別添可）
被害箇所	
	※写真を貼付（別添可）

4. 登録販売事業者による確認欄（※「3. 被害状況の写真」の提出が難しい場合のみ）	
確認日	
確認者 所属・氏名	
確認内容・所見 (第三者視点での状況)	上記申請者の施設園芸ハウスにおいて、記載の災害による外張り被覆資材の破損被害が生じ、営農継続のために緊急な更新が必要であることを確認しました。

【販売業者用】

別記様式第3号（第6関係）

令和 年 月 日

徳島県農業協同組合中央会会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業支援金交付申請書兼請求書

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業実施要領第6の3（2）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

また、併せて支援金 円及び推進事業費 円の交付を請求する。

記

1 添付書類

- （1）支援対象者一覧表（別記様式第3－1号）
 - （2）支援金交付申請書（別記様式第2号）の写し（添付書類の写し含む）
 - （3）振込先口座が確認できる通帳等の写し（口座情報が記載されているページ）
 - （4）推進事業費の金額が確認できる書類（任意様式）
- ※郵送代や振込手数料等を請求する場合は添付すること

2 振込先口座

金融機関名	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 農協 5. その他 ()			本店・支店・出張所 本所・支所・代理店 店番				
預金種目	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

3 連絡先

担当者 連絡先	所属部署		担当者職・氏名	
	電話番号		FAX番号	
	E-mail			

【販売業者用】
別記様式第3-1号

支援対象者一覧表

登録販売事業者名		支援金額合計	円
振込元口座		振込手数料合計	円

[illegible]

【販売業者用】

別記様式第4号（第7関係）

令和 年 月 日

徳島県農業協同組合中央会会長 殿

住 所
名 称
代表者名

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業支援金交付完了報告書

農業用被覆資材価格高騰緊急支援事業実施要領第7の4の規定に基づき、支援金の
交付が完了しましたので、下記により報告します。

記

別記様式第4-1号のとおり

【販売業者用】

別記様式第4-1号

交付状況一覧表

登録販売事業者名		支援金額合計	円
振込手数料合計	円		

受付 番号	農業者氏名	支援金額 (円)	振込日	振込手数料 (円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				

支援対象事業者一覧表

単位：(円)

[illegible]